

第4回食文化ワーキンググループ 議事次第

日時：令和3年1月15日

1. 報告書骨子(案)について
2. その他

【配布資料】

資料1 第3回食文化WGの概要

資料2 報告書骨子(案)

参考資料 第5回企画調査会(令和2年12月24日)資料

第3回食文化WGの概要 (委員からの主なご意見)

<食文化に対する国内の認識を高める方策について>

- ・ 自分たちの地域の食を大したものではないと思う傾向が伺える。他の食文化と比べ、自分たちの食文化は劣っていないと気づきが得られる取組が大事。
- ・ 食文化を扱うミュージアムがあると良い。食文化を体系的に伝えることで理解が促進され、研究推進拠点にもなりえる。
- ・ 日本の食文化を俯瞰する視点と、各地の食文化の差異を体感する視点。国が決め打ちしてどこか1か所ではなく、全国各地に設けると良いのではないかな。
- ・ 必ずしも新しい箱モノを作る必要は無い。既存の施設や枠組みにおいて、食文化の特徴がわかるような展示や企画への支援があると良い。
- ・ 顕彰は、食が文化であることを国民が認識する機会となり、担い手の誇りに繋がる。
- ・ 既存の制度にとらわれず、食文化に特化した顕彰事業を文化庁で実施するのが良い。国が今後食文化に力を入れるメッセージ性を出すという意味でも有効。
- ・ 地域で、食文化を伝承するための勉強会や教育活動に取り組んでいる人達を顕彰すべき。

<文化財保護法に基づく食文化の評価について>

- ・ 「評価」という言葉は上から目線の印象を与える。「あまねく集め、分類し、わかりやすく見せる」というような趣旨を持つ別の言葉で表せると良い。
- ・ 一方で、指定は「重要なもの」が対象となり評価的要素を含むものであり、重要無形文化財指定の門戸を閉ざすことが無いよう、慎重な言葉選びが望ましい。
- ・ 登録から実績を積んで、指定に向けたムーブメントを盛り上げていけると良い。

<各地における食文化振興について>

- ・ いわゆる B 級グルメについても、多数ある民間の活動を促進することで、保護が図れるのではないかと。ただ、B 級グルメ的な食文化については、自然発生的にその地域で生じたものと、そうでないものとは分けて考えるべきではないか。
- ・ 自治体の中で複数の部署が関連しており、地域の状況に応じて、推進体制を柔軟に検討することが望ましい。首長部局下で、取り組みたい内容に応じて、部局横断チームを形成することも重要。
- ・ 行政の体制もさることながら、民間の NPO や農業者等の連携が重要。

<食文化のブランディングと海外発信について>

- ・ 海外に向けたブランディングを考える際、国内における認識を深めることがあわせて重要。
- ・ 発信すべき食文化には、食に体现された日本人の精神性や多様な食文化の存在等の他にも、世界と比較して日本に特徴的なことを上手く盛り込めると良い。
- ・ 文化財制度に基づく価値付けを進めることは、国が、商業的な動機にとどまらず、食文化を文化政策の対象の一つとして真面目に扱っていることを示す効果があると考えられる。
- ・ 在外公館や交流基金、ジャパン・ハウス等、既存の機関や取組との連携が有効。
- ・ 海外の食文化との結びつきや海外における発展（創造）も、視野に入れるべき。
- ・ コロナ禍で移動が制限される今のうちに、日本食文化を発信して憧れを醸成するとともに、将来的な来訪者に価値を提供する仕組みを準備することが重要。

<食文化を総合的に捉えることについて>

- ・ 食文化を総合的に捉えることが、学問分野でも進むよう、学術政策においても検討すべき。
- ・ 食材、食器、調理器具、しつらえ、作法等、広範な文化要素から成り立つものであり、ブランディングに反映させるほか、無形の登録制度ができた

際にも、最初から「食文化は総合的な文化財である」と位置付けた仕組みにすると良い。

<食文化に係る学術的知見の集積について>

- ・ 民俗的な食文化についていえば、全国一斉に統一項目で調査する方法と、より地域密着で調査する方法、両方が必要。
- ・ 最初の段階で、どのように情報を集めて、標準化し、データとして持ち、アクセス可能な状態として保管するか、その主体をどのような機関が担うか等について道筋をつけるべき。
- ・ 食文化の場合、現場の知恵や経験が重要。それらを学べる場の創出とともに、社会に散在する生きた「知」を保護の対象とする新しい理屈の検討も必要。
- ・ 学術的なことを考えると、アーカイブも重要。食はプライベートに係る所作であり、意識的にアーカイブを作る必要がある。

以上

文化政策部会食文化ワーキンググループ報告書骨子（案）
～「食文化あふれる国日本」を未来につなぐために【P】～

1. ワーキンググループ設置の経緯と目的

5

(1) 食文化をめぐるこれまでの動き

- 豊かな自然に恵まれた我が国では、食に関する多様な習俗・「わざ」が形成・伝承されてきている¹。
- 10 ○ 人々の生活の中で伝承されてきた我が国の多様な食文化は、「自然の尊重」という精神を体現する社会的慣習であり、平成 25 年に「和食；日本人の伝統的な食文化」としてユネスコ無形文化遺産に登録され、その継承など保護の取組が進められてきた。
- 他方、近年、生活様式の変化等により、他の生活文化と同様、食の習俗・「わざ」
15 が十分に継承されず、その多様性が失われつつある。
- このような中、平成 29 年の文化芸術基本法改正で、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記され、その振興を図ることとされた。同年の「文化経済戦略」では、文化について、我が国の国際プレゼンスを高めるとともに経済成長を加速化する原動力にもなる重要な資産であるとされ、その中で、食についても、
20 伝統芸能などとともに、多種多様で世界に類を見ない豊富な文化芸術資源のひとつとして記述²。
- 一方、世界から日本の食文化に対する関心は高まっており、政府として、平成 27 年ミラノ国際博覧会、28 年伊勢志摩サミット等において、食文化を含めた日本の魅力を世界に発信してきている（海外の日本食レストランの数は、平成 25 年約
25 5.5 万店から令和元年約 15.6 万店に増加。（農水省推計）

(2) ワーキンググループの設置と審議の経緯

- 文化庁においては、文化芸術基本法の改正を受け、食文化を含む生活文化の振興

¹ 「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）では、「国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。」（第 24 条）と規定。

² 「文化経済戦略（平成 29 年 12 月）」では、食文化について「我が国には、世界に誇るべき有形・無形の文化財が数多存在しているほか、伝統芸能やメディア芸術、ポップカルチャー、食、ファッション等多種多様で世界に類を見ない文化芸術資源が豊富に存在している。」との言及。

施策を検討することを目的として、生活文化に関する基本的な調査等が進められてきた。

- 食文化の継承については、生活様式の変化に加え、地域の他の文化と同様、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等の課題が明らかとなってきたところ、さらに、令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の流行による地域の行事の中止などに伴い、その継承が危ぶまれる状況。
- こうした中、国民共有の財産である我が国の食文化を確実に継承していくとともに、食文化を地域の活性化や国のブランド力向上等に活用することで更なる振興を図っていくため、食文化政策の基本的考え方等について検討を行うこととし、昨年 8 月、文化審議会文化政策部会において、新たに「食文化ワーキンググループ」が設置された。
- 本ワーキンググループにおいては、昨年 9 月以降、地方自治体や海外在住の有識者からのヒアリングを含め、計○回の会合を開催し議論を行った。その際、文化財保護法による食文化の保存・活用については、文化財分科会企画調査会と連携して検討を行った³。
- なお、本ワーキンググループでは、「文化芸術基本計画」の記述や文化財保護法における文化財の定義を参考に、食に関する風俗慣習（食習俗）及び技術を文化として捉えたものを「食文化」と位置付けて議論を行った。⁴⁵

³ 文化財文化財分科会企画調査会での食文化に関する指摘については後述（21 ページ）。

⁴ 文化芸術基本法の法改正を受けて策定された「文化芸術推進基本計画」では、「暮らしの文化の一部である食文化は、例えば和食文化で言えば、我が国の自然が育んだ食材を選び調理すること、食べる前に「いただきます」と言う感謝の気持ち、器や調度品などで季節感を楽しむこと等に現れているように、私たちの生活の様々な場面で見られる「自然の尊重」の精神に立った、食事のとり方や食に関する習わしである。このため、それぞれの分野で食文化を支えるヒト・モノの育成に資するよう、それらを食文化全体として振興していく必要がある。」との記述。

⁵ 「食文化」については、これまで有識者から、「食料生産や食料の流通、食物の栄養や食物摂取と人体の生理に関する観念など、食に関するあらゆる事項の文化的側面を対象としている。すなわち、人間が工夫を重ねて形成した食に関する生活様式」（石毛直道氏）、「食物の生産から胃袋に入るまでをその範疇とする。すなわち、食物をつくること、貯蔵すること、加工すること、運ぶこと、売ること、買うこと、調理すること、並べること、食べること、味わうこと、消化すること」（吉田集而氏）、「民族・集団・地域・時代などにおいて共有され、それが一定の様式として習慣化され、伝承されるほどに定着した食物摂取に関する生活様式」（江原絢子氏）などの定義がなされている（いずれも『日本の食文化—その伝承と食の教育—』（江原絢子氏ほか、2009 年、アイ・ケイコーポレーション）より）。

(3) 本報告書の目的

- 文化政策における食文化の位置付けを明らかにするとともに、食文化の保存・継承の課題とその解決に向けた基本方針を整理し、今後、食文化の担い手（家庭、地域、料理人など）、国及び地方自治体が取り組むべき方策を示すことにより、地域や国民一人ひとりによる食文化の継承の取組を促し、また国や地方自治体によるこれらの取組への支援など食文化振興施策の推進に資することを目的として、本報告書を取りまとめ。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、地域行事の中止による行事食等の継承への影響にとどまらず、我が国の食文化の一端を担ってきた飲食業界の経営にも厳しい影響を及ぼしている。本報告書において、長い歴史の中で料理人等が継承してきた「わざ」に文化的価値が認め得ること、また料理人団体等が食文化の担い手であることを明確にすることで、微力ながら飲食業に携わる料理人等が自らの食文化を未来に継承する一助になることを期待。

15

2. 文化政策における食文化の位置付け

- 我が国に根付いた多様な食習俗・技術（食文化）は、
- 5 ① 各地の自然環境や長い歴史の中で形成されてきた先人の知恵と経験の賜物
であり、国民・地域住民共有の財産として未来に継承すべき伝統文化の一つ。
- ② 生活文化のひとつとして、国民・地域住民にとって身近な存在であり、我が
国の多様な文化を表すもの。積極的に文化財としての保護（保存・活用）や振
興を図ることで、自らの文化を認識するきっかけにもなり得る。
- 10 ③ また、食文化を活用した文化経済活動を通じた地域の活性化や国際交流を通
じた我が国のブランド力の向上等にも資する文化資源。
- このような位置付けにかんがみれば、我が国の多様な食習俗・技術（食文化）
について文化財としての保護（保存・活用）を図るとともに、食文化が観光など
の経済活動を含め地域活性化等にも有用であることも踏まえてその振興を図るな
15 ど、文化財としての保存・活用とその他の文化振興施策とをバランスよく進める
ことが、文化政策において求められる。

3. 我が国の食文化の特徴と魅力

(1) 特徴

5 <日本の食文化の特徴>

- 各地の自然環境や社会環境の違いにより極めて多様な食習俗・技術が発達。江戸期以前に由来を持つ伝統的なものだけでなく明治期以降に受容・形成され定着したものも多数。このため、食習俗・技術に反映されている文化的要素もそれぞれ異なる。【多様性】
- 10 ○ 豊かできれいな水を背景とした清らかさ、自然への敬意や感謝など自然の尊重、季節のうつろいへの細やかな感受性など、日本人の精神性を反映。【精神性】
- 自然の美しさや季節のうつろいを食の中に表現。【自然の表現】
- 多様で新鮮な食材とその持ち味を尊重する調理技術・道具が発達。【食材・調理技術・道具】
- 15 ○ 一汁三菜を基本とする和食など健康的な食生活。【健康的】
- 年中行事とも密接に関係。家族や地域のきずなを深める行事食が継承。【行事食】
- 長い歴史の中で専門性の高い料理人等により伝承された日本料理の供給技術や日本酒等の醸造技術のように、作り手の創意工夫により季節感等が繊細に表現されるなど（P）、文化財と評価できるような「わざ」が存在⁶。【歴史性】
- 20 ○ 地域の食材を尊重し自然環境とも調和した伝統的な食習俗・技術は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成の観点からも有意義。【持続可能性】

<国内の他の文化と比べた特徴>

- 25 ○ 生活文化共通の特徴として、日本人の日々の生活様式・嗜好の変化に応じ変容しつつ発展。たとえば調理技術については、素材の味や食べ手の好みの変化に合わせて変容する特徴があるなど、そのままの形で継承されることは稀。【変容性】
- 食文化の担い手は、地域住民や家庭から専門性の高い料理人まで多様。【担い手の多様性】
- 30 ○ 食文化の範囲は食材や調理法、食器、調理器具、作法等多岐にわたる。接遇やしつらえなど料理を取り巻く様々な要素が融合して一つの文化的価値を創出した

⁶ 無形の文化財は、人間のわざそのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現される。

り、個々の文化の価値を高めている側面もある⁷。【多要素】

このため、食文化の関係者も、関連する文化の担い手や食材・食器等の作り手など多岐にわたる。【関係者の多様性】

- 5 ○ 茶道から影響を受けた懐石料理のように、生活文化をはじめ他の伝統文化の影響を受けて発展してきている。【他の伝統文化の影響】

＜その他留意すべき特徴＞

- 10 ○ 全国的な広がりがあるものと地域的な特性を有するものが混在。
○ 「ハレ」と呼ばれる生活の特別な場面で見られるものと、「ケ」と呼ばれる日常の生活の場面で見られるものが存在。

(2) 海外から見た魅力

- 15 ○ 海外から見た日本の食文化の魅力について考察するため、イタリア在住の有識者からヒアリングを行うとともに、文化庁文化交流使の経験を持つ委員から訪欧時の体験を伺い、議論を行なった。
- 20 ○ 海外、特にヨーロッパでは、日本の食に対して、その文化的背景を含めて関心。その一例として、食をテーマとしたミラノ万博では、日本のパビリオンに9時間の行列。
- 一般的なイタリア国民の間でも、料理だけでなく配膳の仕方などを含め食文化に体现される日本人の精神性、ライフスタイル、自然観などに関心。日本各地の食文化にも強い関心。日本及び地域の食文化の魅力を、深み・広がりを持ってプレゼンすることが必要。
- 25 ○ ユネスコ創造都市ネットワーク⁸の食文化部門に日本で唯一加盟している山形県鶴岡市では、イタリアの食科学大学と連携協定を締結し、海外から食文化研修を受入れ。海外からの訪問者は漬物屋さんなどが語る地域の食文化にも関心。

⁷ 文化審議会第15期文化政策部会暮らしの文化WG意見では、「食文化は、全ての人にとってなじみの深い文化芸術であるが、単に和食や郷土食のことを指しているわけではなく、その範囲は食材や調理法、食器、調理器具、作法等多岐にわたる。我が国の食文化を振興していくためには、これらを包括的に捉えた上で、分野横断的な取組がなされることが強く望まれる。」と記述。

⁸ ユネスコ創造都市ネットワーク：文学、映画、音楽、芸術、食文化などの分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図る等により、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図ることを目的としたユネスコの一事業。鶴岡市は、平成26年に加盟が認定されている。

○ 文化交流使⁹の訪問に際し、ヨーロッパ各国で、日本の食・食文化について、おいしい、見た目が美しい、健康的であるという認識。行事食や食を通じた家族の絆などにも関心。

⁹ 文化庁では、芸術家、文化人等、文化に関わる方々を一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動や、外国の文化人とのネットワークの形成・強化に繋がる活動を展開。食文化関係では、これまでに4名が文化交流使に指名されている。

4. 食文化振興の課題

(1) 食文化に対する国民の認識

- 5 ○ 海外からの日本の食文化に対する認識・評価に比べ、国内での認識・評価が低いのではないかと捉えている国民が少ないのではないかと懸念されている。
- 受け止める側の食文化に関するリテラシーが重要だが食文化を学ぶ機会が少ないのではないかと懸念されている。特に、日ごろの「ケ」の食事の中心となる家庭で、食文化が継承されていないことを危惧。
- 10 ○ 地域の食文化の価値に地元の人が気付いていないことが多く、発掘・継承・活用が進んでいないのではないかと懸念されている。
- 食文化を総合的に捉える意識が乏しく、料理やその味わいのみで評価されがちではないかと懸念されている。

(2) 継承活動

- 15 ○ 食に関わる基本的な認識や知識が失われつつあるという危機感。時代に応じて生活様式が変わる中、基本となる家庭での食文化継承に課題。
- 過疎化や急速な少子高齢化等により、地域の文化全般について担い手不足が課題となっており、地域の食文化についても同様の課題が見られる。また、専門性の高い料理人等によって継承されてきた特定の技術については、日本料理の料理人を目指す若者が減少するなど、その担い手の確保が困難になっている。
- 20 ○ さらに、新型コロナウイルス感染症の流行による地域の行事の中止などに伴い、食文化の継承への懸念が強まっている。
- 食文化の振興に取り組む地域住民、研究者、料理人等の活動が知られる機会が少ないのではないかと懸念されている。
- 25 ○ 食に関する技術については、時代に応じ、素材の味や食べ手の好みの変化に合わせて、調理技術や味付けも変わって当然であるため、その記録を残すことに十分に注意が払われていないのではないかと懸念されている。また地域の食習俗・技術については、一定の調査記録はあるものの全国の多様な食習俗・技術を捕捉するうえでは十分とは言えないのではないかと懸念されている。

30

(3) 文化財保護法に基づく保存・活用

- 食に関する文化財指定等の実績は、有形の文化財に関するものがほとんどであり、またその数も、多様な食文化の存在に比して多いとは言えず、文化財保護法による保存・活用が十分になされているとは言えないのではないかと懸念されている。
- 35 ○ そもそも、食文化関係者や文化財関係者に、無形の食文化が文化財指定等の対象

になり得るという認識がなく、文化財として捉える意識が無いのではないか。

○ 文化財としての価値付けが定まっていない。文化財指定等に必要となる学術的価値判断の基盤が整っていないことを懸念。

5 ○ 文化財保護法により食文化の保存・活用を図るに当たっては、多様性や変容の大きさなど食文化の特徴を踏まえた対応が必要ではないか。たとえば、食文化の多様性にかんがみ、無形文化財と無形の民俗文化財のどちらに馴染むものかについて一様に決めることは困難であり、個別の事案ごとに判断することが必要ではないか。

10 **(4) 国内外への発信**

○ 観光や農林水産物・食品等の輸出の促進にも繋がる文化的価値による日本食のブランディングや食文化の発信が大事だが、そのための食文化の価値付けや戦略が不十分ではないか。

15 ○ 食に対しては各国で考え方、感じ方が違うため、国によって受け手の理解が得やすい方法で伝えることが大切。たとえば、ヨーロッパには、日本料理の成り立ちなど文化的背景をまず説明することが重要。その上で一緒に作って味わってもらいと、日本料理の魅力が伝わり、日本の食が好ましく感じられるようになる。

20 ○ 郷土食など地域の食文化にも海外の人が強い関心を持っているが、一方で地域の食文化の価値に地元の人が気付いていないことが多く、国外も含め地域外に発信する取組が弱いのではないか。また、国においても、全国各地の多様な食文化を国外に発信する取組が弱いのではないか。

○ 海外への発信に当たっては、海外の既存の食文化との結びつきやこれによる新たな発展も視野に入れるべき。たとえば、「これは正しい日本の食ではない」等と押し付けてしまうと、普及や文化交流、新たな発展の妨げとなることを懸念。

25 ○ 日本の食文化に興味を持った海外の人が、食文化に関する情報にアクセスできる環境が整っていないのではないか。

○ 新型コロナウイルス感染症の流行終息後に、ふたたび海外からインバウンド客が訪日することを見据えて、今から食文化の発信に取り組むことが必要ではないか。

30

(5) 推進体制

○ 多様な食文化の担い手間の連携が弱いのではないか。また、食文化の直接の担い手だけでなく、食品業者、研究者、行政など食文化に関わる産官学の多様な関係者を巻き込む取組が不十分ではないか。

35 ○ 地域の食文化の振興には、住民、地方自治体、NPO、料理人、食材の生産者、

関連の伝統産業など、幅広い関係者間の連携が重要となるが、地域において関係者が交流するきっかけが少ないのではないかと。

- 5 ○ 地方自治体の内部についても、食文化の振興には文化財部局だけでなく複数の部署が関係。首長部局下で部局横断チームを形成するなど柔軟に推進体制を検討することが必要ではないかと。

(6) 研究基盤の構築

- 10 ○ 文化財としての価値付けを含め食文化の文化的価値を明らかにするためには、学術的な調査研究の蓄積が必要であるが、栄養学や農学、民俗学等の各分野で食文化についての研究は行われているものの、一つの学問領域として食文化を総合的に研究する体制が成熟していないのではないかと。
- 15 ○ 地域の食習俗・技術に関する一定の調査記録はあるものの、既存の調査記録へのアクセスが容易ではない。今後新たな研究を進めるに当たってもその成果へのアクセスの確保が課題ではないかと。
- 大学や研究機関の中よりも、地域を含め民間に知見が蓄積されている分野であり、こうした知見を集約することが必要ではないかと。

<参考> 地方自治体、民間等における食文化振興の取組事例

- 20 ○ 振興方策を検討する際の参考とするため、地方自治体、民間等における取組事例を事務局において収集するとともに、WGにおいて福井県小浜市役所からヒアリングを行った。
- SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するとの観点からも、地域の伝統的な食文化の保存・活用に取り組む地方自治体が見られる（鶴岡市、志摩市など）

25

<参考> 文化財保護制度に関する議論（文化財分科会企画調査会取りまとめ）

- 昨年10月から文化財分科会企画調査会において、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用のあり方等について議論が行われた。
- 企画調査会においては、生活文化の一つとして食文化についても議論の対象としており、本ワーキンググループとの間で審議状況を相互に報告するなど、連携して検討を行ってきた。
- 30

5. 食文化振興の基本理念

(1) 基本方針

- 5 ○ 上記の課題を踏まえ、食文化の振興に当たっては、以下の7項目を基本方針として取り組むべき。

<文化的価値の可視化、食文化への「気付き」の提供>

- 10
- ・ 食に関する多様な文化的価値の可視化と普及を進めることによりその着実な継承を図る。
 - ・ その際、多様な食文化が存在しそれぞれの文化的価値も異なることにかんがみ、国が一律にその価値を判断して振興すべき食文化の範囲を定めるのではなく、それぞれの食文化の担い手が自ら価値の可視化・継承・発信に取り組むこと(例: 由来・歴史や現状の調査、調理法や食べ方の記録・伝承、文化的背景のわかりやすい発信)を基本とする。
 - 15
 - ・ そのためには、幅広い国民が食文化の価値に「気付き」を持つことが不可欠であり、国・地方自治体において食文化への「気付き」や学びを提供する施策を講ずることが重要。

20 <文化財保護法の活用>

- ・ 無形の文化財に係る新たな登録制度¹⁰や指定制度の活用も含め、文化財保護法に基づく食文化の保存・活用を推進する。特に登録制度には、その活用により多様な習俗等や料理人等のわが文化財として認められ、食文化の継承・発展に寄与することを期待。
- 25
- ・ その際、食文化が極めて多様であり、また変容しつつ発展してきた文化であること等を踏まえ、適切な登録基準を策定するとともに、その適用に当たっては、一定の調査研究の蓄積がなされ、担い手等の合意形成が整ったものから、柔軟に文化財保護法の体系に取り入れていく。
- 30
- ・ 国民や地域住民に、身近な食文化の価値への「気付き」を提供しその活用を促す一手法としても、文化財保護法に基づく登録等が有効。

<地方自治体の取組促進>

¹⁰ 文化審議会文化財分科会企画調査会において、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存・活用に関して、登録制度の創設が検討されているところ。

- ・地域の食文化の保存・活用をはじめとする振興には、地方自治体による積極的な関与が不可欠。その取組を促すため、食文化振興が地域活性化につながる仕組み作りを進める。

5 ＜食文化の発信と文化交流の推進＞

- ・担い手による食文化の発信は、自らの食文化の価値への理解を深め、その継承にも資するものであり、この観点からも発信の取組は重要。
- ・また、それぞれの担い手による国内外への情報発信のほか、国として日本の食の文化的価値の発信を進めることにより、海外との食文化を通じた交流を促進。
- 10 国としての発信に際しては、我が国の食文化の多様性にかんがみ、画一的ではなく多様な食文化の発信に努めるとともに、農林水産物・食品等の輸出等の取組に当たっても相手国・地域からの関心に応じその文化的価値を合わせて発信する。
- ・世界への発信には、食に体现された日本人の精神性のほか、食器や作法も含め
- 15 世界の食文化と比較して日本の食文化に特徴的なことをうまく盛り込むことが重要。

＜食文化振興と地域活性化等との好循環の形成＞

- ・文化的価値の可視化やその発信により、国内外における我が国の食文化の認知
- 20 度の向上を進め、インバウンド誘致、農林水産物・食品等の輸出、地域・産業の活性化を通じ、食文化振興との好循環を形成。
- ・特にインバウンド誘致については、新型コロナウイルス感染症の流行の終息後を見据えて、取組を開始すべき。

25 ＜食文化に関する調査研究の推進＞

- ・文化財としての価値付けを含めた文化的価値の可視化に資するため、食文化に関する調査研究を進める環境整備を図るとともに、その成果の集積を促進（既存成果の集約を含む）する。その際、幅広い領域の研究者の参画や民間をはじめ多様な分野の知見の集積が進む仕組み作りを進める。

30

＜新たな生活様式、SDGsへの対応＞

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、たとえば行事食の習俗や共食の慣習などにおいて、当面、従来と同じ形での継承が難しくなるケースもあると考えられることから、新しい生活様式への対応にも配慮しつつ継承を図る必要。
- 35 　・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する観点からも、特に地域に根付

いた伝統的な食文化の保存・活用を進める。またSDGsの考え方に共感する国内外の方たちに伝統的な食文化の保存・継承に関心を持ってもらうためには、そのサステブルな側面を発信することが効果的。

5 (2) 今後の具体的な振興方策

【食文化の担い手（家庭、地域、料理人団体等）に期待する役割】

ア) 家庭

- 10 ・家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法の継承

イ) 地域

- ・幅広い関係者（NPO、料理人、地方自治体等）を巻き込んだ郷土料理等の継承（継承者の確保等）、食文化関係者の連携体制への参画
- ・調査研究、記録作成
- 15 ・食文化教育の推進

ウ) 料理人団体等

- ・技術に関する記録作成、継承
- ・食の文化的背景をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築、発信
- ・食関連イベント、文化関連イベントでの食文化に関する展示
- 20 ・食関連施設等¹¹を活用した食文化の発信、学び・体験の機会・場の提供（食文化ミュージアム）
- ・継承者の育成
- ・食品製造業者や料理人等による出前授業等食育への取組
- ・食文化の継承に取り組む料理人等の顕彰

25

【地方自治体に期待する役割】

① 上記の担い手の取組への支援

② 地域の食文化の文化的価値の可視化と発信による^{シビックプライド}地域住民の誇りの醸成

- 30 ・地域の食文化の調査研究、記録作成
- ・登録／指定文化財を軸とした食文化ストーリーの構築・国内外への発信

¹¹ たとえば、博物館、道の駅、食品製造工場、酒蔵、民間企業の食情報発信施設等が考えられる。

- ・食関連イベント、文化関連イベントでの食文化に関する展示
- ・食関連施設等を活用した地域の食文化の発信、学び・体験の機会・場の提供（食文化ミュージアム）
- ・食文化の振興に取り組む個人、団体などの顕彰
- 5 ・食文化を生かした観光など食文化振興と地域産業の活性化との好循環の形成
- ・ユネスコ創造都市ネットワークの活用
- ③ 食文化の継承に向けた食育の推進
 - ・学校給食を含む学校教育、地域での食文化教育の推進
 - ・食関連施設等を活用した地域の食文化の発信、学び・体験の機会・場の提供な
 - 10 ど生涯にわたる住民への食育
- ④ 文化財条例等に基づく食文化の保存・活用
 - ・文化財条例に基づく指定・登録
 - ・国への文化財登録の申出等
- ⑤ 推進体制の整備
 - 15 ・地域の食文化に関わる幅広い関係者の交流の促進、連携体制の構築
 - ・地方自治体内における適切かつ柔軟な推進体制の確保（首長部局下で部局横断チームを形成、文化財行政を所管する部署と自治体行政全般を俯瞰できる部署との連携等）

20 **【国の果たすべき役割】**

- ① 国内における食文化への「気付き」の醸成、理解の深化
 - ・各地の食関連イベントでの食文化の展示、オンラインでの情報発信等による食文化の普及
 - ・食文化の振興に貢献する関係者の顕彰（地方自治体や料理団体等と連携し、地域
 - 25 の食文化研究者・担い手団体、食文化の発信・継承に取り組む料理人等を顕彰）
 - ・無形文化財及び無形の民俗文化財としての食文化の登録、指定の推進（後述）
 - ・食文化の継承に向けた食育の推進
- ② 文化財保護法に基づく食文化の保存・活用
 - ・長い歴史の中で継承され、また作り手の創意工夫により季節感等が繊細に表現
 - 30 されるなど（P）芸術上の価値も高いと考えられる食に関する技術（例えば、日本料理の提供技術や日本酒等の醸造技術）について、無形文化財としての登録、指定の推進¹²。

¹²日本料理の提供技術については、料理だけでなくしつらえや接遇も含め総合的に捉えることを検討すべき。

- 5 ・ 各地で古くから伝承されている食習俗・技術（例えば、郷土料理・行事食に関する習俗・技術）について、無形の民俗文化財としての登録、指定の推進。
- ・ 食文化の多様性にかんがみ、また、登録を迅速に進めるため、登録に必要な価値判断に当たって、担い手自らが作成する記録や調査研究の成果の積極的な活用。
- ③ 食文化に関する調査・研究等の基盤整備
 - ・ 食文化の全体像等の調査・記録作成
 - ・ 調査記録・取組事例を集積しアーカイブする機能の整備（データベース等）
 - ・ 各地の食文化の学び、体験の機会・場の提供、発信力の強化（地域の食文化の企画展示や既存の食文化施設のネットワーク化による「食文化ミュージアム」運動の推進等）
 - 10 ・ 食文化に関わる産学官の幅広い関係者の全国規模での交流の促進、連携体制の構築
- ④ 食の文化的価値の海外への発信による文化交流の促進
 - 15 ・ 日本の食の文化的価値やレシピ等の多言語発信、海外の料理人等への普及
 - ・ 海外の有識者・広報媒体の活用
 - ・ 専門性の高い料理人等による海外との文化交流の推進（海外の文化人・料理人等の招へいを含む）
 - ・ 日本の食文化の文化的価値に対する海外からの関心の把握
 - 20 ・ 日本酒等の醸造技術のユネスコ無形文化遺産への登録推進
 - ・ 在外公館、関係省庁（外務省、経済産業省、国税庁、農林水産省等）等と連携した食文化発信（大阪・関西万博も念頭に国際的イベント等を契機とした食文化の発信、在外公館等における各種行事や日本産農林水産物・食品の輸出促進に際しての文化的価値の説明等）
 - 25 ⑤ 担い手及び地方自治体の取組への支援
 - ・ 上記の取組に加え、特色ある食文化の調査研究・継承・活用を支援するモデル事業の推進とその成果の普及

30 **(3) 目指すべき姿**

上記の取組を着実に進めることにより、将来的に、以下の姿を実現。

- 食文化が我が国の誇る文化として国民に広く認識される。
- 35 ○ 食に関する多様な習俗・技術が文化財として適切に評価され、保存・活用され

る。

- 国内各地で特色ある食文化が継承されるとともに、新たな食文化が創造される。
 - 海外で我が国の食文化への評価が一層高まり、日本の食・食文化の普及が進むとともに、食を目的とした訪日客が増加する。
- 5
- 料理だけでなく食材、食器、提供の場なども含めて、包括的に食文化として振興される。
 - 食文化研究の基盤が構築され、学術的知見が集積・活用される。

6. 我が国の食文化の多様な文化的価値（例示）

- 国内各地には、①地形・気候・土壌の違い、都市・農村の違いなど空間的な相違、
②歴史性・季節性など時間的な相違、③自然条件に由来する相違、④人間活動（年
5 中行事など）に由来する相違、など様々な要素から、多様な食習俗・技術が発達。

【報告書には佐藤委員資料を添付】

- 多種多様な我が国の食習俗・技術には、それぞれ様々な文化的要素が含まれてお
り、捉え方次第で文化的な価値付けも異なる。このため、我が国の食文化の価値を
網羅的に整理することは困難だが、その捉え方について示唆するため、以下にい
10 くつかの例示を試みた。これら多様な食習俗・技術が互いに影響しあって現在の
日本の食文化を構成している。¹³

- この例示を通じて、各地域の食文化の担い手が、身近な食習俗・技術を「これも
食文化だ」と気づき、その価値を掘り起こし、発信する取組が広がることを期待。
また、国においては、この例示を参考に食文化の全体像や様々な文化的価値につ
15 いて調査研究を進めるべき。

- なお、各地域の食文化の担い手に自らの食文化の存在に気づいてもらうきっかけ
として、食文化とその文化的価値を例示するものであり、保存・活用すべき食文化
を限定的に列挙するものではないことに留意されたい。

<例1：主として歴史性に着目した文化的価値の捉え方>

ア) 歴史性の特に高い伝統的な食文化

○ 地域に根付いた伝統的な食習俗・技術（例：郷土料理、発酵技術）

地域の歴史・風土など様々な要素を反映。制約のある暮らしの中で編み出された
先人の知恵の賜物。年中行事との密接な関連など、地域住民の暮らし・精神性と深
く関係。

地域に根付いた食習俗・技術は、先人の知恵を知り、地域の文化への関心を高め
るなど地域へのアイデンティティを育てるきっかけ。また、気象条件など各地の風
30 土と調和して生きる知恵が凝縮されており、これらを理解し、継承することは持続
可能な発展目標の達成にも有用。

お正月の雑煮、節句の料理、お盆のお供え、彼岸のお菓子など、地域間で特徴は

¹³ このため、例示した食文化は、それぞれ重複している場合がある。

異なるものの全国に共通する行事食が継承。食を通じて年中行事の存在と意味を理解。国民のアイデンティティの育成にも寄与。

みそ、しょうゆなどの発酵調味料は、各地の自然条件等を反映し原料や製造方法、味わいなどが全国で多様。味付けなど各地の食文化にも影響。また、しょうゆは日本発の調味料として世界に普及。

○ 専門性の高い技術者集団により伝承された伝統的な技術（例：懐石料理の供応、日本酒等の醸造、和菓子の製造）

長い歴史の中で専門性の高い料理人等により継承され、作り手の創意工夫により自然の美しさや季節のうつろいが表現されるなど、その創造性やメッセージ性が強く反映される（P）技術。

茶道など他の伝統文化からも影響。調理技術にとどまらずしつらえや接客を含めた総合的なおもてなしの技術が発達。フランス料理など海外の食文化との交流により世界の食文化の発展にも寄与。

イ) 明治期以降に受容、形成された食文化

○ 和洋折衷の食習俗・技術（例：洋食、菓子パン、ラーメンの食習俗・技術）

明治期以降に海外から移入された食文化と伝統的な日本の食文化が融合してカレーライス、とんかつなど新しい料理として定着するなど、多様な和洋折衷食文化を形成。食材、調理法、道具も含め日本独自の「洋食」などとして発展。世界の様々な文化を取り入れ独自に発展させる我が国の文化の特徴の表れ。

○ 海外料理の受容とその技術の継承（例：伝統的フランス料理）

明治期以降に海外から移入された伝統的な海外料理の技術を継承。世界からも高い評価。

○ 産業の近代化等を受けて各地で発生し、世代を超えて伝承されている地域の食

（例：海軍食に由来するご当地カレー、たこ焼き・お好み焼きなどのいわゆるコナもん文化等）

明治期以降の産業の近代化等を受け、食材や産業など各地の自然・社会環境を反映し各地で多様な食習俗・技術が発生・発達。世代を超えて継承され、地域に定着。地域活性化の資源として活用されているものも多い。

ウ) 自然災害時、第二次世界大戦時など非常時の食習俗・技術

厳しい自然環境・社会環境の中で編み出された知恵の結晶。救荒食として世代を超えて受け継がれているものも存在。食を通じて非常時の暮らしを理解するきっかけにもなり得る。

5

＜例2：食文化の継承の場に着目した文化的価値の捉え方＞

○ 家庭の食文化

基礎的な食の知識・作法・技術の継承の場。特に、だし文化や郷土料理等伝統的な和食文化の継承に重要。また日ごろの「ケ」の食だけでなく、年中行事等の「ハレ」の食も継承。一方で、生活様式の変化等により、近年大きく変容。

10

＜例3：主として世界の食文化の中での特異性に着目した文化的価値の捉え方＞

15

ア) 食材や調理法、提供方法など

○ お弁当文化（例：松花堂弁当、駅弁）

労働時・通学時の携行食、花見弁当などの行事食、観劇に由来する幕の内弁当、懐石料理の影響を受けた松花堂弁当など多様な弁当文化が発達。限られた空間の中に、多様な食材を詰め合わせ、季節や情景（駅弁では地域性）を表現。家庭の食文化としても時代を超えて継承。

20

○ 日常的な外食文化（例：居酒屋、回転ずし）

多種多様な外食業態が発達。食を味わうことにとどまらず、家族や知人との絆を深める場としても活用。鍋・焼肉など客が自ら調理する形態も発達。多様な外食業態の存在には訪日客の関心も高い。

25

○ うまみ、だし文化

だしのうまみを活用することで、食材の素材の味を生かした調理方法が発達。その分布には北前船による昆布文化の伝播などの歴史も反映。

30

○ インスタント食文化（例：カップラーメン、レトルト食品）

革新的な技術開発などにより、日本で発明され又は実用化された食技術。世界に普及。生活様式に大きな影響。

○ その他

多様な種類のおやつ・お菓子は、世界的にも稀。訪日客のお土産需要も高い。

35

イ) 食器、調理器具、作法等

○ 食器

陶器、磁器、漆器や素焼きなど豊富な種類の器。形も多様。

5 食器を持ち上げる習慣があり、触覚も重視。

家庭において個々人がそれぞれ特定の箸などを用いる「属人器」文化も特徴的。

○ しつらえ (例：食器だけでなく様々な調度品により季節性等を表現するおもてなし)

○ 調理器具 (例：日本刀の技術を生かした包丁、和食調理に向く軽量の雪平鍋)

10 ○ 作法・マナー (例：配膳、挨拶 (いただきます、ごちそうさま)、食べ方 (口内調味等)、箸の使い方 (嫌い箸等))

○ 食に関することわざ (例：「腹八分」など、日本人の精神性を反映した食に関することわざが多数。)

15

<参考>企画調査会取りまとめ（食文化に関連する記述を抜粋）

※公表される報告書から抜粋

文化審議会 企画調査会報告書（案）

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

<概要>

令和2年12月24日

1. 文化財を取り巻く現状と課題

（1）現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**

（2）課題

- 生活文化など**現時点では価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財**は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

2. 各課題に対する対応方針

（1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

①必要性

- 平成18年に**ユネスコの無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的状況**

②具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

(2)多様な文化財の保存・活用について

①必要性

ア. 生活文化等

- 生活文化は、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

イ. 現代美術作品

- 近年国際的な評価が高まっている第2次世界大戦後の現代美術作品に関して、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待

②具体的な方策

ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施

イ. 現代美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用する観点から有効な方策を検討すべき

(3)地方公共団体における登録制度について

①必要性

- 地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体が積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要

②具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当

3. 今後に向けて

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の適切な保護と登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域への取組への期待（市町村における地域計画の策定の促進、積極的な保存・活用の期待）
- (3) 生活文化等に関する調査等（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）
- (4) 地域における体制の充実（文化財の保存・活用に係る人材確保や資質向上）

企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

(案)

令和2年12月24日

目次

	1.	文化財を取り巻く現状と課題	1
		(1) 現状	1
		(2) 課題	2
5	2.	各課題に対する対応方針	3
		(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について	3
		①必要性	3
		②具体的な方策	4
		ア. 記録選択との関係の整理	
10		イ. 地方の指定制度等との関係	
		ウ. 既存の登録制度の更なる活用	
		(2) 多様な文化財の保存・活用について	6
		①必要性	6
		ア. 生活文化等	
15		イ. 現代美術作品	
		②具体的な方策	8
		ア. 生活文化等	
		イ. 現代美術作品	
		(3) 地方公共団体における登録制度について	9
20		①必要性	9
		②具体的な方策	10
		ア. 国の登録制度等との関係	
		イ. 地方登録を促進するための取組	
		ウ. 地方公共団体の体制充実	
25	3.	今後に向けて	13
		(1) 指定文化財の確実な保護	13
		(2) 地域の取組への期待	13
		(3) 生活文化等に関する調査等	14
		(4) 地域における体制の充実	14

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

文化財¹は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。こうした貴重な文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

国民共通の財産というべき文化財について、我が国では、昭和 25 年に施行された文化財保護法に基づき、指定等の保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保持団体、地域住民等の尽力によって保存・活用が図られてきた。

近年、我が国の多様な文化の発信に対する期待が高まる中で、こうして守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、平成 13 年に制定された文化芸術基本法²では、我が国の文化芸術に関する基本的施策に関連して、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化³として、その振興を図ることとされており、これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性について認識が高まっている。

また、平成 29 年には文部科学大臣による諮問「これからの文化財の保存と活用の在り方について」を受け、文化財分科会に設置した企画調査会において検討を行い、翌年には、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進等を図るため、文化財保護法が改正された。当時の企画調査会における検討の中では、無形文化財や無形の民俗文化財（以下「無形の文化財」という。）に関する検討をより深く進めるべきとの意見が出されていたところである。

一方で、文化財を取り巻く現状は極めて厳しい状況にある。平成 29 年の企画調査会における検討の背景として、「我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の

¹ 文化財の語は多義的であり、狭義には、文化財保護法上の定義に基づく文化財を指し、いわゆる未指定のものを含む場合もあれば、特に、指定・登録文化財を限定的に意味することもある。一方、広義には、必ずしも文化財保護法上の定義に限らず、一般的に、文化活動により作り出された文化的価値を有する事物や事象を指して用いられることもある。本報告書では、多様な文化財の保存・活用方策を検討課題とすることから、本文中特に限定のない場合、後者の広義の文化財として用いることとする。

² 法制定時は「文化芸術振興基本法」、平成 29 年に「文化芸術基本法」に改正。

³ 例えば重要民俗文化財指定基準においても、「生活文化の特色を示すもので典型的なもの」との表現があるなど、生活文化の一部は、従来から文化財保護体系に包含されてきたものである。一方、文化芸術基本法が例示するいわゆる「道の文化」などにおける洗練された高度なわざも生活文化に含まれる。

このように、「生活文化」の語が指し示すものは極めて広範であるが、企画調査会では、「道の文化」など、文化財保護法上の文化財として明確に位置付けられてこなかった「生活文化」を特に念頭において検討を行った。

危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している⁴と述べられており、現在もこの課題が引き続いている。

さらに、令和2年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な実演を伴う公演が中止・延期されており、その継承にも大きな影響を及ぼしている。また、地域の祭りなどの年中行事等についても、中止又は実施する場合でも、その規模や形態を縮小せざるを得ない事態が生じており、これらの文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況となっているとの指摘がされている。

(2) 課題

以上の現状認識を踏まえ、企画調査会においては、「道の文化」等の生活文化など、現時点では、文化財保護法上、文化財としての価値付けが定まっていない分野や、従来は歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財について、その特性に応じた継承を図る必要があること、また、無形の文化財の保護制度については、重要なものを重点的に保護する指定制度により、わざの指定と併せてそのわざを体現する保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定した上で、保持者等への助言・勧告や助成等の保護措置を通じて保存・活用を図るところ、上述の危機的状況も踏まえて、指定制度を補完する新たな方策も含めて、幅広く保存・活用の措置を講じられるようにしていく必要があることなどを課題として検討を行った。

また、国・地方を通じて財政的な制約がある中で、地方公共団体においては、地方創生の観点からも、地域の文化的資源を掘り起こし、継承を図る取組が行われてきている。さらに、平成30年の文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）⁵の導入により、地方公共団体における文化財の把握が進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な取組が求められることから、地域における文化財の保存・活用の充実に向けた方策について、検討を行った。

なお、企画調査会では、これらの課題について検討を進める上で、委員による検討に加えて、広く関係者からのヒアリングを行った。

⁴ 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成29年12月8日文化審議会答申）

⁵ 文化財やそれを支える地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村が作成する、当該地域における文化財保護のマスタープランであり、未指定も含めた地域の文化財の総合的な調査・把握や、地域住民・民間団体との連携を特徴とし、地域全体での文化財の継続的・計画的な保存・活用の方策を「見える化」するもの。

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

①必要性

5 無形の文化財に関しては、平成 18 年にユネスコにおける無形文化遺産保護条約が発効し、これまでに、我が国から 22 件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている（令和 2 年 12 月 17 日現在）。また、地方創生に向けた取組とあいまって、各地域において、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の継承に対する認識が高まっている。

10 また、地方公共団体によっては、独自に条例等で無形の文化財の登録等を行うことにより、緩やかな保存・活用の措置を講じているところがある。このような地域における取組の過程で、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の継承に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。

15 一方で、生活様式の変化や少子高齢化等により、無形の文化財の次代の担い手が減少し、また、有形・無形に限らず文化財を未来に伝えるための用具や材料の安定的な供給も難しくなりつつあるなど、無形文化財の保存・活用を巡る状況が悪化し、その存続が危ぶまれるものが増えているとの指摘がある。

20 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に無形の文化財の継承に対しても深刻な影響を与えている。例えば、歌舞伎、落語、能楽などの芸能に関する公演等について、約 4,600 件以上が中止又は延期を余儀なくされ、その発表の機会が失われているとの調査結果⁶がある。また、地域の伝統行事なども中止等が相次いでいる。特に、邦楽や邦舞、また茶道⁷や華道、書道等の生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっていることが指摘されている⁸。これらの文化財に関しては、公演や行事の実施や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っているため、今般のコロナ禍によってその継承が十分に行われないおそれのある危機的状況である。

25 他方、現行の重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度は、指定のための専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分要ることや、厳しい財政事情下における国庫補助のための予算的事項もあり、指定制度だけでは、上述のような状況に対して必ずしも効果的な対応策とは言えない。

⁶ 東京文化財研究所調べ <https://www.tobunken.go.jp/ich/vscovid19/eikyuu-20201117>（令和 2 年 11 月 17 日時点。令和 2 年 4 月情報収集開始、10 月 20 日までに収集したもの。随時更新中）

⁷ 企画調査会において実施した関係者からのヒアリングでは、「茶の湯」として現状等に係る意見表明がなされたが、本報告書では、文化芸術基本法第 12 条の規定を踏まえて、「茶道」と記述している。

⁸ 参考資料 4 P29 参照。

こうした状況を踏まえ、存続が危ぶまれる無形の文化財を広く保護の対象とするため、新たな制度的措置を講じる必要がある。

②具体的な方策

5 上記の必要性を踏まえ、無形の文化財について、既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。その際、登録無形文化財制度においては、指定制度と同様に保持者等の認定を法定することが適切である。また、登録無形民俗文化財制度においては、指定制度と同様に⁹、地域の保存会や地方
10 公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。

具体的な制度設計に際しては、既存の有形文化財や有形民俗文化財における指定制度と登録制度との関係性を参考としつつ、無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け、保存・公開に関する国の関与は重要無形文化財等の指定制度（助言又は勧告）よりも緩やかなものとし、登録された無形の文化財の担
15 手等が自由度を持ってその継承に取り組めるようにすべきである。さらに、登録された無形の文化財への財政支援の在り方についても検討が必要である。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。
20 この点については、以下に述べる指摘も踏まえながら、文化財分科会や専門調査会において、速やかに具体的かつ専門的な議論が行われることが期待される。

有形文化財¹⁰においては、既に登録制度が設けられており、特に建造物については全国で12,685件（令和2年12月時点）が登録されるなど、登録制度を活用することで幅広い文化財の保存・活用が図られており、無形の文化財においても同様の取
25 組が期待される。この点について、例えば、国が地域の郷土食を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その継承につながるとともに、そうした取組が来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効に作用し、それが更なる取組につながっていくという好循環の創出が図られるとの指摘もあった。このほか、例えば、書道や日本酒等については、登録制度の活
30 用により、担い手や対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登

⁹ 重要無形民俗文化財の指定制度においては、民俗文化財が国民の生活そのものに密着し、固定的な体现者を特定することが実情に合わないことから、重要無形文化財と異なり、保持者や保持団体の認定については法定されていない。

¹⁰ 社寺などの建造物や、絵画、刀剣等の美術工芸品（注11参照）が主な対象。国宝及び重要文化財の指定制度に加え、登録有形文化財の登録制度がある（参考資料4P14, 15参照）。

録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。

コロナ禍による無形の文化財への影響の大きさに鑑み、国は、本報告書の内容を踏まえ、直ちに制度の具体化を進め、実現するよう取り組むべきである。

- 5 なお、無形の文化財の登録制度を設けるに当たっては、記録選択との関係の整理や、地方の指定制度等との関係、既存の登録制度の更なる活用についても検討すべきとの指摘があり、以下のとおり整理している。

ア. 記録選択との関係の整理

- 10 無形の文化財に関しては、文化財保護法上、記録選択の制度があり、これまでに無形文化財については91件、無形の民俗文化財については647件（いずれも令和2年11月時点）の記録作成等が行われている。

- 15 記録選択は、変遷の過程を知る上で貴重なもの（無形文化財）、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの（無形の民俗文化財）について、国が自ら記録作成を行うほか、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行い、その結果、例えば、担い手等の尽力にもかかわらず後継者が見つからず、継承の途を探すことが極めて困難な状況にあるような文化財に対しては、後世において参照できる記録が保存されるなど大きな成果を上げている。他方、文化財保護法上、記録選択は指定制度と異なり一過性のものであるため、文化財を継続的に保
20 存するためには課題もある。

- したがって、継続的に、かつより多様な保存・活用の手法を取り得るようにするためにも、記録選択に加え、別の制度として、新たに無形の文化財の登録制度を創設することは有意義である。なお、登録された無形の文化財は、その後変容していく可能性もあることから、必要に応じてその変化を記録していくことが必
25 要であるとの指摘もあった。

イ. 地方の指定制度等との関係

有形文化財においては、平成8年に建造物の、平成17年に美術工芸品¹¹等の登録制度が創設されている。

- 30 その際、地方の指定制度との関係については、国の登録制度は国及び地方の指定制度を補完するものとの観点から、地方指定制度が優先することとされている。一方で、国として引き続き調査研究する必要があるなど、保存・活用のための措

¹¹ この報告書において美術工芸品とは、文化財保護法上の有形文化財のうち、建造物以外の絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料及び歴史資料をいう。

置を講ずる必要がある場合に追跡して調査を行うため、所有者等の同意が得られる場合は、国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能である。

今回、無形の文化財に国の登録制度を創設するに当たっては、このような有形文化財における取扱いと同様にすることが適当と考えられる。

5 したがって、国により登録された無形の文化財が地方公共団体により指定された場合には、国の登録は抹消することを原則とし、国として引き続き調査研究する必要があるなど保存・活用のための措置を講じる必要があり、かつ、保持者等の同意がある場合は、登録を維持することを可能とすることが適当である。

10 また、地方公共団体の中には、条例等で定める独自の登録制度を設け、地域の無形文化財や無形の民俗文化財について既に保存・活用の取組を進めているところが一定数存在する。このため、今後、文化財分科会等において無形文化財や無形の民俗文化財の登録制度の内容を具体化していくに当たっては、前述の記録選択を含め、こうした先行する地域の取組の状況に留意し、地方公共団体の登録制度とどのようにすみ分けるのか、国・地方全体での文化財保護体系の整合の観点
15 から検討を進めていく必要がある。

ウ. 既存の登録制度の更なる活用

有形文化財の登録制度においては、建造物では1万件を超える登録がされている一方で、コレクションを対象としている美術工芸品の登録は17件（いずれも令和2年12月時点）であり、必ずしも有効に機能していないとの指摘があった。
20

建造物については、全国的な調査を実施し、将来的に登録され得る建造物を把握することにより、地方公共団体との連携の中で、積極的に登録を進めている。

美術工芸品については、登録基準が、原則として制作後50年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもので、かつ、文化史的意義・学術的価値・歴史上の意義のいずれかを有するものと規定されており、コレクションとして登録することとなっていることなどから、指定されている件数（1万件以上）と比較しても少ない。
25

他方、記念物の登録制度（平成17年創設）についても、登録件数は117件（指定は3,000件以上。いずれも令和2年12月時点）となっている。

30 こうした現状を踏まえ、国においては、既に導入している有形文化財や記念物の登録制度について、幅広い文化財の継承のためにも、更なる活用を図っていくことが求められる。

（2）多様な文化財の保存・活用について

35 ①必要性

生活文化は、長い歴史を通じて日本国民が伝承してきた我が国の伝統的な文化である。その確実な継承は、未来に渡って日本文化の特色と多様性を示すために欠くことができない。また、比較的最近成立した無形の文化財や各地で人々の生活とともに始まった伝承、さらに、我が国の美術作品で比較的最近制作されたものも、未
5 来の日本文化にとって大切なものである。そこで、これらの特性を慎重、かつ的確に把握した上で、将来に向けた継承のための取組を実施していくことが必要である。

ア. 生活文化等

茶道や華道、書道、食文化等の生活文化については、我が国の多様な文化を表
10 すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められている。例えば茶道については、茶道具や茶室の中には国宝や重要文化財に指定¹²されているものがあり、また、日本文化の発展に貢献したとして文化勲章を受ける者¹³もいる。さらに、茶道や華道、書道をはじめ、一定の学術的蓄積がある分野もあると指摘されている。

また、生活文化は、例えば書道のように、長い歴史性を有するとともに、時代
15 ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなどその様式が変化してきているものであることから、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。

加えて、例えば食文化には、しつらえや器も含めて、料理を取り巻く様々な文
20 化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もある。生活文化については、こうした特徴に留意しつつ保存・活用を図ることが重要である。

一方で、文化財保護法はこれまで、滅失・散逸のおそれの生じた文化財の緊急
25 的な保護を都度直接的な契機としつつ、文化財としての価値が一定程度定まると判断されたものを保護対象とし、その範囲を拡大してきた。こうした経緯を踏まえると、生活文化の中には多様な分野があり、その中で保護すべき対象（わざ、道具）や範囲（担い手（流派等））の裾野が広いため、その特性を踏まえた慎重な議論が必要であるとの指摘があった。一方で、生活文化については、わざだけでなく道具等とともに総合的に捉えることも必要な視点であるとの指摘もあった。

生活文化に係る文化財の保存・活用を図っていくに当たっては、こうした指摘
30 を十分に踏まえながら、適切な保護の在り方を検討していく必要がある。

なお、演芸に関しては、重要無形文化財に指定されている落語や講談以外にも、

¹² 例えば、茶道具としては「志野茶碗（銘卯花壺）」、茶室としては「妙喜庵書院及び茶室（待庵）」が国宝に指定されている。

¹³ 茶道裏千家第十五代家元 千宗室氏が文化勲章を受章（平成9年）。

寄席ではマジックや漫才など多様な芸能が披露されている。これらについても、更に議論を重ね、適切な位置付けや継承の在り方について検討していくことが求められている。

5 イ. 現代美術作品

現代アートとも称される作品を含む第2次世界大戦後の美術作品（以下「現代美術作品」という。）に関して、特に、原則として制作後50年を経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかったが、これらの現代美術作品の中には、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出していつてしまうものもある。そうした作品については、再び国内に取り戻し、適切に保護を図ることは極めて困難である。

それらの作品の中には、貴重な国民的な財産と言えるものもあり、我が国の多様な文化を守り発信していくため、また、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させる観点からも、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。

一方で、現代美術作品については、海外で高く評価されるような比較的価値の定まったものばかりではなかったり、制作者が国際的な評価のために積極的に海外への展開を図った結果として海外へ出ていくものもあつたりする。また、現代美術作品の中には、文化財としての評価手法や保護すべき範囲について関係者間で合意が形成されているとは必ずしも言えないものもあり、そうした作品について広く保護の網をかけていくことには慎重な議論を要するといった指摘もある。このため、これまでの文化財保護の考え方に基本的に立ちつつ、今ある優れた作品が後世まで保存され、活用されるよう、体系として整合のとれた施策を講じていく必要がある。

②具体的な方策

ア. 生活文化等

茶道や華道、書道、食文化などの生活文化について、我が国の多様な文化財を確実に継承していくため、適切な保護措置を講じることが必要である。

その際、例えば食文化の中には、全国的な広がりのあるものと地域的な特性を有するものがあること、あるいは「ハレとケ」とも言われる生活の中の特別な場面で見られる文化と日常の生活の中に見られる文化が存在すること、といった視点にも留意する必要がある。また、生活文化は、時代の変化とともに新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたものであることも指摘されて

おり、そうした特性を十分に考慮する必要がある。

そのため、国においては、こうした生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。その際、必要に応じて、担い手等が作成する記録や調査研究の成果も活用することが考えられるとの指摘があった。

生活文化は、一定の流派や継承者が伝承・発展させてきた、洗練された高度なわざが無形文化財として保護の対象となり得ると考えられる一方で、例えば書道における書き初め、七夕における短冊作りや食文化における郷土食など、国民の日常生活に広く密接に根付いた分野でもある。このため、生活文化に係る文化財の継承に当たっては、民間の創意による振興を妨げないよう留意しつつ、その保存を図るとともに、その活用を意識した取組を図ることが重要である。また、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとにその特徴が大きく異なることから、全ての分野を一様に取り扱うのではなく、それぞれの特徴（例えば、食文化であれば、無形文化財にふさわしいものと無形の民俗文化財にふさわしいものの両方が存在する）を踏まえつつ、調査研究の蓄積や担い手等の合意形成等の整ったものから適切に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要である。

イ. 現代美術作品

現在、登録制度のある有形文化財については、原則として制作後 50 年を経過したものを登録の基準としているが、特に現代美術作品の中でも制作後 50 年を経過していないものについては、当該基準を満たす前に、海外に流出したり、散逸したりするおそれもある。このため、これらの現代美術作品について、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を文化財分科会等において検討していくべきである。その際、現代美術作品には海外において高く評価されるものがあるため、調査に当たって、全国の美術館等の国際的な知見を持つ専門家の意見も踏まえることが考えられる。

なお、現代美術作品のうち、制作後 50 年を経過したものもその多くはまだ文化財として保護されておらず、その特徴や範囲も含め総合的に保護の在り方を検討していくことが求められる。

(3) 地方公共団体における登録制度について

①必要性

地方公共団体による文化財の保存・活用の方策としては、文化財保護法に根拠規定のある指定制度と、同法にはこれまで規定がなく、地方公共団体が独自に条例等で定める登録制度等がある。現在、多くの地方公共団体において指定制度が運用されており、約 11 万件以上の文化財が地方指定¹⁴となっている。

5 一方で、条例等による有形・無形の文化財の登録制度を設けている地方公共団体が 86 団体（3 府県、83 市町村）あり、約 4,700 件の文化財が登録されている（令和 2 年 5 月時点）。この登録件数は、近年増加している。（平成 26 年約 4,400 件から、令和 2 年約 4,700 件に増加）

10 こうした中、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村において、消滅・散逸の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成 30 年に文化財保護法を改正し、地域計画に係る制度を創設しており、現在 23 市町¹⁵で地域計画が策定されている。

15 これにより、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、継承のための取組を進めていくことが期待されている。

また、過疎化・少子高齢化が進む中で、地方公共団体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を推進することが求められており、その際、地域の文化財の掘り起こしと保存・活用を図る取組は、核となる施策でもある。

20 こうした状況から、地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体において積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要である。

25 他方で、現在多くの地方公共団体において実施されている地方指定制度は、特に有形文化財については許可制が中心となっており、地域計画の策定に伴って新たに把握された未指定の文化財の保護方策としては、指定制度と異なる、より緩やかな保護方策の検討が求められる。

②具体的な方策

30 上述の状況を踏まえ、地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当である。

¹⁴ 地方指定制度については、その保護措置について国による統一的な基準はないが、おおむね、国指定制度に準じた現状変更等の許可制や修理の一部補助などがその内容となっている。

¹⁵ 参考資料 4P48 参照。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は 86 団体であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。

5 なお、現在の地方公共団体の指定制度や独自の登録制度においては、有形の文化財から無形の民俗文化財まで多様な類型の指定・登録がなされており、特に無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた適切な支援を行う観点から、登録制度の活用が有効との指摘があった。

10 また、地方公共団体の登録制度の法制化に当たっては、国の登録制度等との関係、地方登録を促進するための取組、地方公共団体の体制充実についても検討すべきとの指摘があり、以下のとおり整理した。

ア. 国の登録制度等との関係

15 現在の地方公共団体の独自の登録制度においては、歴史文化基本構想や地域計画、歴史的風致維持向上計画¹⁶も踏まえながら、国の指定・登録、地方公共団体の指定を受けていない未指定の建造物を登録するなど、地域の実情やニーズに応じた制度の運用が行われている。

20 国の登録制度等との関係については、まず、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。その上で、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、こうした観点到配慮した保護体系を構築する必要がある。

25

イ. 地方登録を促進するための取組

30 地域における文化財の保存・活用を促進していくためには、地方公共団体の登録制度だけではなく、財政支援等様々な支援策を含めた総合的な検討が必要である。特に無形の民俗文化財は、地域の人々の生活に根付いた文化財であり、人と地域社会をどのように保護していくのかという視点が必要との指摘がなされている。

¹⁶ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市町村が作成する。当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針、重点区域の位置及び区域、歴史的風致形成建造物の指定の方針等について記載する。

そのため、既に条例等で独自の登録制度を設けている地方公共団体の取組を広く共有するなどして、希望する多くの地方公共団体が取り組みやすくする工夫が求められる。

5 また、地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができる¹⁷こととされている。地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることが
10 適当である¹⁸。

ウ. 地方公共団体の体制充実

地域における文化財の保存・活用を進めていくに当たり、地方公共団体における文化財の各分野の専門人材の不足が課題になるとの指摘が多い。地方公共団体
15 において、登録制度の趣旨を踏まえて積極的な文化財保護の取組が行われるためには、幅広い分野の専門人材の確保に加え、中長期的な視野で人材育成を進めながら、体制の充実を図ることが必要である。

その際、域内の大学との連携により、人材育成や文化財保護の取組を推進している事例も報告されており、地域における体制充実のための施策の参考になると
20 考えられる。また、域内だけにとどまらず、様々な手段で全国に広く協力を呼びかけていくことも考えられる。

¹⁷ 文化財保護法第 183 条の 5。地域計画が国の認定を受けた場合、計画期間内において、域内の文化財について国登録の提案ができる。地方文化財審議会の意見を聴くことが必要であるが、国は、提案を受けた場合、当該文化財を登録するか、又は登録しない場合、その理由を示さなければならない。

¹⁸ 地域計画に関する国登録提案制度において国に応答義務（注 17 参照）があるのは、総合的把握・調査及び地方文化財審議会による審議により、域内の関連文化財を見渡した専門的・学術的な比較検討が担保されているためである。このため、地方登録文化財について国登録提案制度を設ける場合にも、地方公共団体における同様の取組が担保され得る仕組みとすることが考えられる。

このように、大学等の高等教育機関や、ヘリテージマネージャー¹⁹、史料ネット²⁰等の文化財保護を支える団体、各種学会との幅広い連携を進めていくことが重要である。

5 3. 今後に向けて

今般、平成 29 年の文部科学大臣からの諮問を踏まえつつ、特に無形の文化財の継承に向けて取り組むべき方策を提言しているところであるが、前述の 2. において述べた具体的な方策を推進していくため、以下の点について、国・地域の取組として期待される場所であり、関係者には積極的な対応を期待したい。

10

(1) 指定文化財の確実な保護

今回創設する無形の文化財を含む登録制度について、指定制度を補完する幅広い保護措置との趣旨に沿った運用とすることは当然であるが、そのために、手厚い保護の求められる重要文化財や重要無形文化財といった指定文化財の指定や支援措置がおろそかになってはならない。国においては、指定文化財の確実な保護も念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくよう求めたい。その際、担当する文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等における審議体制について、よく検討していく必要がある。

15

20 (2) 地域の取組への期待

現在、各地方公共団体において、地方創生の推進等の観点を含めて様々な取組が進展しつつあるが、幅広い文化財の継承のためには、まずはそれぞれの地域における未指定の文化財を含めた調査・把握が不可欠であり、特に市町村における地域計画の策定の取組が進むことを期待したい。また、この地域計画策定の過程で把握された文化財については、地方指定及び今回検討した地方登録の枠組みを組み合わせながら、地域において適切に文化財として位置付けるなど、積極的な保存・活用の

25

¹⁹ 地域歴史文化遺産保全活用推進員ともいう。平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓として、平成 8 年に建造物に関する登録制度が創設されたことを受け、兵庫県では、登録件数増や登録文化財の保全を担う人材が少なかったことを契機に、(社)兵庫県建築士会との協働で養成講習会を開始。その後、徐々に各県に広がり、(公社)日本建築士会連合会の支援や、平成 24 年に全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会が設立され、ほとんどの県で人材養成が行われている。

²⁰ 全国に様々な史料ネットが存在。古くは、兵庫県において、平成 7 年に関西に拠点を置く歴史関係の学会を中心に、阪神・淡路大震災で被災した歴史資料保全のために開設。大学教員、学生、史料保存機関職員、地域の歴史研究者等がボランティア参加する団体。東日本大震災や各地の災害による被災地の歴史資料保全支援、日常的な歴史資料保全活用を広く行ってきている。

取組が進むことを期待したい。

また、このため、国においても、上記のような地域の積極的な取組を促すべく、財政的措置を含めた支援策を講じるよう求めたい。

5 (3) 生活文化等に関する調査等

生活文化等の文化財については、生活様式の変化や少子高齢化等による担い手不足の影響を受け、その存続が危ぶまれる状況にあるが、今般のコロナ禍によってその継承がより一層困難なものとなっているため、各地域において、ポストコロナを見据えた取組の実施が急がれる。国においては、生活文化等の保存・活用に向けた調査を速やかに実施するとともに、地方公共団体や担い手等によるポストコロナにおける文化財の保存・活用を積極的に支援することを求めたい。

なお、同様に、散逸・消滅が危ぶまれている、我が国の文化を体現する映画、漫画、アニメやゲームに関する資料など、近代以降の様々な文化の保護の在り方についても検討が求められる。

15

(4) 地域における体制の充実

我が国の文化財の保存・活用を進展させていくためには、地域における文化財の保存・活用に係る体制の充実が不可欠である。国においては、各地方公共団体との連携を図るとともに、文化財保存活用支援団体²¹等の活用についても積極的な周知を図ること等により、地域における人材確保や資質向上に向けた取組を充実させることを期待したい。

20

²¹ 文化財保存活用支援団体は、市町村が、当該市町村内の文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、文化財について専門的知識を有する団体、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体を指定する制度。行政と民間が協力しながら、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことを目的として、平成30年の文化財保護法改正時に創設された。